

議長（志村 忠昭）

ありがとうございました。

これをもって、8番古川幸義議員の質問は終わります。

次に、11番、渡邊美喜子君。

議員（渡邊 美喜子）

おはようございます。

11番渡邊美喜子、一般質問させていただきます。

1点目のその1は学校給食センターについてであります。

学校給食の充実を求める署名活動（1市2町の共同学校給食センターの建設反対）の署名を行い、短い期間ではございましたが約3,000名となり、4月28日に町長に第1回目の署名を提出いたしました。

そしてメンバーがそれぞれ町長に提言、質問を行いました。

その中である女性の方が「今は約3,000名の署名ですが今後5,000名、6,000名となっても1市2町の共同給食センターの建設の考えは変わらないのでしょうか。」の質問に町長は「変わらないです。」とはっきりと言われました。

この署名は町民の皆さんの声でもあります。

その後6月5日、第2回目の署名を約900名、提出いたしました。

総数は、3,900名であります。

そこで町長に質問いたします。

1筆1筆の署名について町長はどのように受け止めていただいたのでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊美喜子議員「学校給食センターについて」のうちの「1筆1筆の署名についてどのように受け止めたのか」とのご質問にお答えをしております。

今回いただきました「学校給食の充実を求める署名」につきましては、貴重な意見として受け止めておりますが、1市2町の共同学校給食センター整備事業につきましては、平成25年度より導入の可能性について協議を行ってきたものであり、その間には、単独で行った場合の建設用地・建設費及び運用費との比較についても検討してまいりました。

その結果、町単独で整備を行うより、1市2町で整備するほうが有利という結論となり、本年3月31日開催の総務教育常任委員会において、その方向性についてご審議をいただき、採決の結果、了承を得たところであります。

今後とも、様々な機会をとらえて、住民の皆様にご説明してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁ありがとうございました。

町長は、貴重な意見ということで受け止められていると。

実は総計3,900名の熱い思いでございます。

子ども達の心身、育成にも大きな影響があります。

これは町全体的に、また町長をはじめ執行部の皆さん、また議員も含めてこの署名については、いっそう真摯に受け止めなければならない、そのように思っております。

これは要望ということにさせていただきます。

それでは次に入ります。

出席したほとんどのメンバーが町の方針と町民の考えに隔たりがあるのではと感じ、その後独自で町民の皆さんに緊急アンケートを行いました。

その結果、回答総数203通、その内容であります、「1. 給食センターの統合について知っていますか。」

はいと答えた人が92通45%、いいえが109通54%、回答なしが2通でありました。

「どこから知りましたか。」、「チラシや新聞で知りました。」203通100%でございます。

「学校給食の運営方式について関心がありますか。」はいが183通90%、いいえが13通6%、回答なし6通、両方1通でございます。

「学校給食に関して町に望むことはどれですか。」ということで、3点まで選択可ということで、%の多い順に申し上げます。

1. 地産地消、地元食材の活用、128通63%、2. 温かい給食を提供する、123通61%、3. 町単独での給食センター維持、99通49%、4. 小・中学校が避難所になった時の炊き出しが行えるようにする、87通43%、5. 食物アレルギーへの対応、53通26%、6. 食についての教育（食育）、46通23%、7. 学校ごとに調理場がある自校調理方式への切り替え、29通14%、8. 栄養士の各校配置、19通9%、9. 大規模センターからの配送方式、8通4%、10. その他、32通などです。

このアンケートについての結果を通して町民の皆さんの生の声を聞いたように思いました。

そこで質問いたします。

これから給食センターを建設するにあたり、このアンケートの内容を反映していただければと思いますがいかがでしょうか。

幼小中学校の保護者の皆さんには共同学校給食センターについての説明はされたのでしょうか。

ご答弁をよろしくお願いいたします。

教育課長（竹田 光芳）

ただいまの「これからの給食センターを建設するにあたり、アンケートの内容を反映して頂ければ」とのご質問については、私の方からお答えいたします。

これからPFIによる事業者を募集するにあたり、実施方針の作成や要求水準書を作成する必要があります。

その際に参考となる事項については反映させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

教育長（田尾 勝）

ただいまの「幼・小・中学校の保護者の皆さんには共同学校給食センターについての説明はされたか」とのご質問にお答えいたします。

これまでの経緯、これからの方向性につきましては、町民全ての皆さんにお知らせするという事を主願にして、町のホームページ、また6月の町広報に掲載させていただいておりますが、幼・小・中学校の保護者の方々への説明につきましては、町PTA連絡協議会総会や学校給食会等の会合を捉えて説明させていただいております。

今後も、様々な会合を説明の機会と捉え、説明を続けてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁ありがとうございます。

最初の質問に関しましては、次の質問とダブる部分がありますので、その折に再質問をさせていただきます。

それで、幼・小・中の保護者の皆さんのということなのですが、本当に早く説明っていう部分は、状況なのですが決まってからじゃなくって早めにと、何事もこういう学校給食センターということで、話が出た時点でこういうふうになっていきますがというのを、お知らせすべきではなかったのかなというふうに思っておりますし、今私は会合という部分で説明しますということなのですが、幼・小・中、「学校便り」とかそういう部分がございますので、それも一緒に添付すると詳しく書いてお知らせをするという意味でそういう部分も口頭で説明も聞いても中々きちんとした形で伝わらない誤解するという部分もあろうかと思っておりますので、やはり文章でお手紙を配布するという形をしていただければすごくいいんじゃないかと思っておりますがいかがでしょうか、質問ですが。

教育長（田尾 勝）

ただ今の渡邊議員の質問に対して回答します。

今提案された内容ですが、現段階では学校長を通じて口頭で話をするというような状況でしたので、今、渡邊議員さんが述べられたように紙面を通

じて学校を通して保護者の方々にお知らせするというこもしていきたいな
というふうに思っていますので、どうぞよろしくお願ひします。

議員（渡邊 美喜子）

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次の質問に移らせていただきます。

その2の質問なんですが、5月31日の四国新聞に善通寺、琴平、多度津の給食
センター19年度秋運用へ整備すると掲載されてありました。

民間資金活用による社会資本整備（P F I）方式で整備するとありましたが、
いくつか疑問な点があります。

そのひとつが、まんのう中学校校舎、スポーツセンターまんのう、町立図書館、
プールの付属棟、駐輪場など多くの設計図において構造計画書より異なる
設計の無断変更は契約不履行であり、なんと150カ所以上の無断設計変更が
発覚し、まんのう町P F I事業問題第三者検討委員会を立ち上げ、厳密な精
査を実施したそうですが、絶対あってはならないこととあります。

全国的に見た場合、失敗事例も出ております。

原因は複合的なものと考えられますが、主因は採算性の見通しの甘さにある
と聞いております。

この点について町はどのように認識されていますか。

お答えお願ひいたします。

教育課長（竹田 光芳）

ただいまの「P F I事業での失敗の主因は採算制の見通しの甘さにあると
聞いていますがこの点について町はどのように認識しているか」とのご質問
にお答えいたします。

P F I事業での市町が留意すべき点として、事業を実施する特定目的会社、
S P Cを監視するシステムを構築することと、P F I事業者とのリスク分担
を適切に設定することが大切だと考えております。

今回の事業においては、実施市町と専門の業者による監視を実施いたしま
す。

また、リスク分担については、本来、公共団体が負うべきリスクを事業者
に負わせるようなことになると、結果的に事業費の増加や応募者が見込め
なくなる場合もあるため、適切な民間事業者とのリスク分担に努めます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

P F Iということで、実はですね、まんのう町のある議員の方にお話を聞
きに行っていました。

なぜまんのう町はこういうことが起きたのか、第2のまんのう町にならない為

にもお話を聞く必要があると思いますので聞いてまいりました。

やはりPFIということに対しまして、SPC、PFIの事業者ということなんですけども、やはり業者丸投げという部分でPFIに対しての知識が不足してたんじゃないかと今になって考えますとそうだったと思いますということで言われておりました。

やはり町がどこを監督しなかったことが主な原因であるということと言われておりました。

そこで思うんですけども、どんなチェック体制をとるのかとか、どうしてこのようなことが起きてしまったのか、もう分析等もしておいでだと思いますが、二度と起こってはいけない為にも、町がSPCに対して監督できるかどうか、ここがポイントであるということも言われておりました。

今、課長さんの答弁の中におきましてもしっかりと事業においては、実施資料、市町と専門の業者による監視を実施いたしますとありますが、専門の業者、これ初めて私耳にする言葉なんですけども、私の勘違いかも分かりませんが、この専門業者ということにつきまして説明をお願いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

政策企画課長（河田 数明）

ただ今の渡邊議員さんのご質問にお答えいたします。

専門業者と申しますのは、私ども町で単独で発注する場合でも、監督業務というのをコンサルタントに発注しております。

それは町にも技術者はおりますが、大きい工事になりますと全ての分野の知識が必要になります。

その分野を補っていただく為にコンサルタントを業者に委託するもので、今までにやったことのないものではございません。

また、それにもう一つ先程からお話出ておりますリスク管理、及び、言葉が出てきませんが、業者を評価する機関でも民間の手を借りて行っていくだろうと考えております。

議員（渡邊 美喜子）

ありがとうございます。

それこそ、こういったことにならないようにぜひとも、チェック機能をしっかりと果たすという部分でお願いしたいと思います。

次に質問に入らせていただきます。

施設本来の目的に据えて判断、監視など直営と違う行政の責任はどこになりますかということで、先程の質問と重複する点があるかと思いますが、次の部分も含めて質問いたします。

総合調理、献立作成、食材購入まで契約事業者になった場合に食育など教育

行政として考えた時の責任体制をお聞きします。

衛生管理基準などに対する管理責任は、どのようになるのでしょうか、など町の考えをお伺いします。

ご答弁よろしくお願ひいたします。

教育長（田尾 勝）

ただいまの「施設本来の目的、見すえた判断、監視など直営と違う行政の責任はどこになるのか」との質問にお答えいたします。

施設本来の目的や判断、監視における行政の責任についてですが、これまでどおり、学校給食の安全確保のための点検・検査・指導や献立の作成、食に関する指導についての責任は行政にあります。

それに加えて、専門業者による監視も行ってまいります。

また、「総合調理、献立作成、食材購入まで契約事業者になった場合に食育など教育行政として考えた時の責任体制」についてのご質問にお答えいたします。

異物混入については、材料調達における事案以外は、事業者の責任となりますが、P F I 方式による事業を行った場合でも、献立作成、食材購入は行政が責任を持って行います。

また、栄養教諭・栄養技師もこれまでどおり配置されますので、子どもの栄養の指導及び管理を司り、学校給食の管理を行います。

加えて、学校では食に関する指導を栄養教諭・栄養技師を要として、教諭・養護教諭等全校職員で行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

もう一つ質問ありました、すみません。

「ただ今の管理基準などに対する管理責任はどのようになるのか」とのご質問にお答えいたします。

文部科学省で定める学校給食衛生管理基準につきましては、事業者が責任をもつこととなりますが、行政はこれまでどおり、食の安全を確保するため、安全基準の遵守の状況について、点検・検査・指導を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ありがとうございます。

今も答弁も含めてでございますが、学校給食の整備についてということで、広報にもP F Iによる1市2町学校給食センター整備後も行政が引き続き行うことということで、実は一般質問を書いた後、この広報が届きましたので、この部分と重複するのかなというふうには思っておりますが、そこで思ったことなんですが、P F Iによる1市2町ということでございますが、これは民

間委託、例えば資金の調達も民間、そして建設も民間、維持管理、運営するのも民間です。

そして所有するのが、持ち物が公共という形に私は捉えているんですが、そうすれば本当にこういうことで責任をもって安全基準等を守れるのかということに対してすごく危機感を感じております。

今までの公設公営とか、公設民営という部分でしたら行政が給食センターの方に携わることも関わることも多分にあるかと思いますが、そこで大型給食センターで働いている栄養士さん、また現場で頑張っておられる職員の皆さんに、ちょっとお話を聞いてまいりました。

その一つが、大型給食センターでは給食の時間に間に合わせる事が最優先、栄養享受もそれに合わせて献立しか組めない。

限られた調理時間の為であります。

学校給食では認められていないのに、前日に調理された野菜の使用が普通となっている、常態化している。

産地偽装が問題になるこの頃、時間等もありカット野菜の提供が増え、産地のチェックするすべもなく、冷凍食品や加工品で間に合わすことになる。

これが現場の意見でもあります。

また地産地消という部分で、各地区の方から色々とお話を聞きました。

一括ということは大変、7,000食という本当に不可能でございますと、同じ規格等の食材を揃えなくてはならない、かといって何カ所からとなると給食センターに迷惑をかけるということで、これもなかなか大変であります、ということもいわれております。

そして、いろんな意見を聞く中で公共の考えが、意見反映されにくいという大きな問題がどこにも出ております。

公共は民間で行っているサービスを監視できにくい、できないというデメリットも実際にあります。

そこから公共サービスの低下、質が落ちるなどの弊害を生じる、行政がしっかりと関わらなければならないと思うが、このことについて本当に真剣に考えてもらわないと困るという部分ですが、町の考えはどのように思っているのでしょうか、質問いたします。

再質問でございます。

よろしく願いいたします。

教育長（田尾 勝）

渡邊美喜子議員の再質問にお答えします。

今、渡邊美喜子議員からは色々な学校給食における課題についてのお話がありましたが、今回の学校給食共同調理場の今後のあり方については、今指摘

されたようなことがないような形で運営できる体制、或いは調理体制をつくっていきたいなあと考えております。

以上です。

議員（渡邊 美喜子）

給食センターの質問は最後になるわけですが、一つ群馬県の高崎市の市長さんがインターネット等でこういう発言をされておりましたので、ちょっとお話をしたいと思います。

公立至上主義偏差値中心の教育の結果、学級崩壊、少年犯罪が激増になったのではないか、金が係るかもしれないが豊かな食事によって豊かな心、人格形成がされるのではないか、21世紀を担う子ども達の人格形成にためならば、教育費の増加は未来に対する効率的な投資と言えると思う。

他の市町村の教育予算は7%から8%のところが多いけれども、高崎市は10%を超えている。

無駄とかもったいないとか考えていません。

子どもへの投資は「もったいなくない」ということで書かれておりました。参考のために伝えておきます。

それでは次に入らせていただきます。

2点目は、子育て支援についてであります。

29年4月から実施する計画であります放課後児童クラブについてであります。

多くの皆さんからの問い合わせがあります。

進捗状況、今後の方針などお聞きいたします。

ご答弁よろしく願いいたします。

福祉保健課長（藤原 安江）

渡邊議員、ご質問の「放課後児童クラブについて」お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、多度津町子ども・子育て支援事業計画において、放課後児童クラブへの高学年の受入れの量の確保を平成29年度を目標とし、現在、取り組んでいるところでございます。

進捗状況としましては、本年1月に「放課後児童クラブの利用に関するニーズ調査」を実施しました。

対象者は、小学1年から5年生の子どもをもつ保護者1031名とし、960名の保護者から回答をいただきました。

放課後児童クラブの預かり時間を約6割の保護者が午後6時までを希望し、同割合で6年生までの利用を希望していることを把握し、対応の必要性を感じております。

対応としまして、本年4月より4地区の児童館において、放課後児童クラブ預かり時間を30分延長し、利用時間を午後6時15分までといたしました。

また、受入れ人数に余裕のある白方地区児童館において、この夏休みの期間中、6年生までの児童を試行的に受け入れることとし、6月20日より募集をいたします。

全ての地区において6年生まで、通年で受入れることにつきましては、現在の児童館の状況では、スペース的に困難でありますので、スペース確保のため、幼稚園や小学校で利用できる適当な教室を調査しております。

また、他市町の放課後児童クラブの施設の視察も計画しているところでございます。

今後は、利用できる既存の教室やスペースが確保できない場合は、新規の施設の建設も含めて、関係各課と連携を図り、放課後児童クラブの利用拡大にむけて協議検討してまいります。

以上、進捗状況並びに今後の方針についての答弁とさせていただきます。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議員（渡邊 美喜子）

ありがとうございました。

多くの皆さんは児童館、4、5、6年ですか、本当にこの夏休みはどうしようかという声も聞いておりますので、本当に安心しております。

本当にありがとうございます。

今後とも他の学校もできるだけこの29年できますよう、お願いいたします。

それではもう1点の、子育て支援についてであります。3月議会におきまして保護者の皆さんから、幼稚園の時間延長の請願書が提出、そして議員全員が紹介議員となっております。

このことは子育て支援の一環、少子化対策になり大いに期待しております。

しいては保育所や幼稚園にも好影響をもたらすのではないのでしょうか。

その後の進捗状況、今後の方針などお聞きします。

以上です。

よろしくお願いいたします。

教育長（田尾 勝）

ただいまの「幼稚園での預かり保育」についての請願書にかかるご質問にお答えいたします。

幼稚園における預かり保育の時間については、多度津町においても、預かり保育実施要綱に基づき、目的、実施日、保育時間等を定め、実施しているところではあります。

請願書は、幼稚園における預かり保育の拡充による時間帯の延長ということでした。

その実施にあたっては、さまざまな影響を及ぼすと予想されます。

保育所・幼稚園の在り方の見直し、私立の保育所の運営・保護者との関係、延長に伴う人的・物的環境づくりなどの課題です。

そのため、現在は、請願書を受けて、保育所を所管する福祉保健課とも協議を重ねております。

今後は、教育委員会での審議は、もちろんのこと、子ども・子育て会議、町長が主催する総合教育会議等で開かれた検討をしてみたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁ありがとうございました。

確かに多度津町は、保育所、また幼稚園それぞれ違う内容、システムも違うわけですが、もう最近は女性の方も当然働くということで、そういった意味も含めてやはり考えていかなければならないんじゃないかなと思っておりますし、少子化対策が本当に今いわれております。

保育所も子どもが増えることっていうのをすごく思っておりますし、幼稚園もそうだと思います。

お互いに相乗効果があるんじゃないかと。

時代の流れ、ニーズの流れということで、もう少しお話をし合って、そして進めていっていただきたいなというふうに強く思っております。

ほとんどの方が幼稚園、そして保育所どちらか選択できる、仕事の都合で選べなければならないという部分は、ちょっと悲しいことかなというふうに強く思っております。

選択制のあり、そして子育てができるそういう環境は本当に大切ではないかなと、そういう観点から今回のこの子育て支援、幼稚園、保育所という部分を含めてですけども考えていただきたいなと思っております。

どうもご答弁ありがとうございました。

これをもちまして終了させていただきます。

ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

以上をもちまして、11番渡邊美喜子君の一般質問を終わります。

ここで休憩に入りたいと思います。

再開は、10時35分にしたいと思います。